戸籍及び除籍に関する証明の手数料免除対象となる使いみち一覧表

平成 31 年 3 月 15 日改正

【注意】

- 1 特別法によるものは主なもののみ掲載しています。
- 2 区手数料条例第6条によるものは、戸籍法第 10 条~第 10 条の4及び第 12 条の2に規定する戸籍及び除籍に関する証明に限ります。

ただし、国・地方公共団体からの請求・生活保護受給者・被支援給付中国残留邦人からの請求は、すべての証明の事務手数料が無料になります。

公的年金関係 (現況届・裁定請求・身上報告等に添付するため)

	戸籍及び除籍に関する証明の手数料免除対象	根拠
1	国民年金(老齢・障害・遺族・寡婦・死亡一時金)	区条例第6条
2	国民年金基金年金	区条例第6条
3	厚生年金(老齢・障害・遺族)	区条例第6条
4	厚生年金基金年金	区条例第6条
5	船員保険年金(障害・遺族・一時金)	特別法
6	国家公務員共済年金 (退職・障害・遺族・一時金)	区条例第6条
7	地方公務員共済年金(退職・障害・遺族・一時金)	区条例第6条
8	私立学校教職員共済年金(退職・障害・遺族・一時金)	区条例第6条
9	特別障害者に対する特別給付金	区条例第6条
10	旧令共済年金(旧陸海軍・外地・日本製鉄八幡共済組合)	特別法
11	独立行政法人農業者年金基金年金(経営移譲・老齢・脱退・一時金)	区条例第6条
12	労働者災害補償保険法による年金(障害・遺族・傷病)	区条例第6条
13	国家公務員災害補償法による年金 (障害・遺族・傷病)	区条例第6条
14	地方公務員災害補償法による年金(障害・遺族・傷病)	区条例第6条
15	公立学校の学校医等の公務災害補償による年金(障害・遺族・傷病)	特別法
16	社会保障協定の実施に伴う厚生年金 (協定締結国の年金)	区条例第6条

年金以外の給付(医療・補償手当等) 支給手続に添付するため

	戸籍及び除籍に関する証明の手数料免除対象	根拠
1	労働者災害補償保険法による療養・休業・葬祭料等の給付	区条例第6条
2	国家公務員災害補償法による療養・休業・葬祭料等の給付	区条例第6条
3	地方公務員災害補償法による療養・休業・葬祭料等の給付	区条例第6条
4	国家公務員共済組合法による保健・休業・災害・結婚手当等の給付	区条例第6条
5	地方公務員共済組合法による保健・休業・災害・結婚手当等の給付	区条例第6条
6	国民健康保険法による療養等・出産一時金・葬祭料等の給付	区条例第6条
7	公害健康被害の補償等に関する法律による療養・障害・遺族補償・葬祭費	区条例第6条
8	雇用保険法による求職者・就職促進給付	区条例第6条
9	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療手当・葬祭給付	区条例第6条
10	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援法による給付	区条例第6条
11	私立学校教職員共済法による療養・出産・埋葬料等の給付	区条例第6条
12	社会福祉施設職員等退職手当共済法による退職手当金	区条例第6条
13	小規模企業共済法による共済金等	区条例第6条
14	中小企業退職金共済法による退職金	区条例第6条
15	船員保険法による療養・出産手当・行方不明手当金	特別法
16	公立学校の学校医等の公務災害補償による療養・休業・葬祭補償費	特別法
17	健康保険法第196条によるもの(出産育児一時金請求書への証明は戸籍又は出 生届書に基づき出産育児一時金請求書に証明する。)	区条例第6条
18	石綿による健康被害の救済に関する法律による救済給付等	区条例第6条
19	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付	区条例第6条
20	犯罪被害者財産等による被害回復金の支給に関する法律	区条例第6条
21	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	区条例第6条
22	犯罪被害財産等による被害回復金の支給に関する法律	区条例第6条
23	高齢者の医療の確保に関する法律	区条例第6条
24	船員保険法	区条例第6条
25	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	区条例第6条
26	国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律	区条例第6条

その他

	戸籍及び除籍に関する証明の手数料免除対象	根拠
1	労働基準法第111条の年齢証明(住基は57条)	特別法
2	児童扶養手当法による児童扶養手当の認定請求及び現況届	区条例第6条
3	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当・障害 児福祉手当・特別障害者手当の認定請求及び現況届	区条例第6条